株　主　各　位

第56回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

第56期(2018年４月１日から2019年３月31日まで)

１．新株予約権等に関する事項…… 1
２．会計監査人に関する事項…… 2
３．内部統制システム（オリックスの業務の適正を確保するための体制）…… 4
４．連結計算書類（米国会計基準）　連結注記表……12
５．計算書類（日本会計基準）　株主資本等変動計算書……24
６．計算書類（日本会計基準）　個別注記表……25

2019年５月31日
オリックス株式会社

前記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.orix.co.jp/grp/company/ir/library/shareholder_meeting/)に掲載することにより、株主の皆様に提供したものとみなされる情報です。

１．新株予約権等に関する事項

⑴　取締役・執行役が有している新株予約権等

該当事項はありません。

⑵　当期中に使用人等に対し交付した新株予約権

該当事項はありません。

⑶　その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵　報酬等の額

①　当期にかかる会計監査人の報酬等の額

655百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査、または米国証券取引諸法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、これらの合計額を表示しています。

2. 当社監査委員会は、会計監査人の報酬について、監査計画の内容、職務の遂行状況、報酬見積の算出根拠等の妥当性を確認した上、同意しています。

②　当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

1,485百万円

⑶　会計監査人に対して当社が対価を支払っている非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、アドバイザリー業務およびコンフォート・レター作成業務等についての対価を支払っています。

⑷　会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑸　会計監査人が受けた業務の停止の処分にかかる事項

該当事項はありません。

⑹　会計監査人以外の監査法人等が行っている子会社の計算関係書類等の監査

招集ご通知添付の事業報告「２．⑺②重要な子会社の状況」に記載した子会社のうち、すべての海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人等の監査を受けています。

⑺　当期中に辞任したまたは解任された会計監査人

該当事項はありません。

⑻　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査委員会は、会計監査人について、その専門的知見、監査遂行にかかる総合的能力、監査品質、当社における継続監査年数、当社からの独立性等の観点から会計監査人の監査機能が当社の監査を遂行するに不十分であると判断した場合、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合、その他相応の理由がある場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案の内容とすることを決定します。そのため、当社監査委員会が定める評価項目により毎年その評価を実施します。

また、当社監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当すると認められるため解任が相当であると判断した場合、会計監査人を解任します。

3．内部統制システム（オリックスの業務の適正を確保するための体制）

＜内部統制システムの基本方針の決議の概要＞

当社は、会社法第416条および会社法施行規則第112条に定める、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」について2015年5月20日開催の取締役会において決議しています。内部統制システムの基本方針の決議の概要は以下のとおりです。

(1) 当社の執行役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社では、指名委員会等設置会社制度を選択し、取締役会の決議により法令によって認められた範囲でその業務執行の決定を代表執行役に委任し、業務執行の効率化・迅速化を図ります。

② オリックス（当社およびその子会社から成る企業集団をいう。以下同じとする。）では、各社においてその規模や業態等に応じた職務権限を定め、効率的に業務を遂行します。

③ オリックスでは、一定金額以上の投融資案件や経営に関わる重要事項、および取締役会から代表執行役に委任された事項等については、原則月３回開催される投・融資等委員会（当社のCEO、CFO等のトップマネジメント（以下、「トップマネジメント」）および案件に関連する執行役が出席）に付議され、その他の事項については、その重要度に応じて決裁者を定めます。

④ オリックスでは、経営における情報化の基本方針や情報システムに関する重要事項については、原則月１回開催される経営情報化委員会（当社のトップマネジメントおよび情報システム担当の執行役が出席）に付議します。

⑤ オリックスでは、事業部門ごとに戦略を定め、当初定めた経営計画がその計画どおり進行しているかを当社のトップマネジメントがモニタリングするため、各事業部門ごとに、原則月１回、月例戦略会議を開催し、当該部門の戦略の達成状況や事業環境の変化等を議論し、必要な戦略変更を機能的に行える体制をとります。

⑥ オリックスでは、グループ執行役員会を開催し、当社の執行役とグループ執行役員（取締役会の決議により子会社の取締役または執行役員のなかから選任）がオリックスの業務執行に関わる重要な情報を共有することにより、オリックス全体の業務の効率化を図ります。

⑦ オリックスの事業・財務等に影響を与える重要情報が発生した場合の適切な情報伝達と管理、およびオリックスに適用のある法令・規程等に基づく適時適切な情報開示を実現し確保するための体制として、ディスクロージャー・コミッティを設置します。

(2) オリックスのリスク管理体制

オリックスでは、事業環境の変化や事業拡大に伴い変化、多様化するリスクを的確に把握し、リスクの種類、オリックスの経営への影響度に応じた適切な管理を行うことができるリスク管理体制を構築します。

(3)　当社の執行役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

執行役の職務の執行にかかる議事録または社内承認申請にかかる文書その他の情報につき、別途定める規程等に基づいて、情報を分類した上で情報の管理方法、保存期間および廃棄に関する事項を定め、情報の有効活用と秘密保持を図る体制の整備を進めます。

(4)　オリックスのコンプライアンス体制

①　オリックスに共通するグループとしての企業理念、経営方針および行動指針等を定め、遵守します。

②　コンプライアンスにかかる規程を制定し、オリックスの役職員が法令、社内規程および社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図ります。そのなかのオリックス企業行動規範においては、社会から批判を浴びる反社会的な者や団体への関与を永遠に排除することを宣言します。

③　オリックスでは、内部通報窓口を設置し、法令違反、社内規程違反あるいは社会通念に反する行為等の相談・報告を受け、これらを早期に発見し、不祥事を未然に防ぐとともに、必要な改善を図り、オリックスの健全性を高めます。

④　当社に監査部門を設置し、オリックスにおける経営上の内部統制の有効性、業務の効率性および有効性、法令遵守等についてリスクアプローチによる内部監査を行います。監査部門は、子会社の監査役と連携して重要リスクを共同でモニタリングします。

⑤　オリックスにおける財務報告の信頼性を確保するため、別途定める規程等に基づき、財務報告にかかる内部統制が有効に機能する体制の整備を進めます。

⑥　海外展開の拡大を踏まえ、グローバル視点で内部管理体制をさらに強化します。

⑦　当社の審査部門、コンプライアンス部門、経理部門、業務改革部門等の内部統制部門は、オリックスにおける職務執行が法令または定款に適合するよう体制整備、モニタリングおよび支援等を行います。

⑧　当社に審査部門を設置し、与信・投資取組の審査・モニタリング等を行うことにより、取組や商品の適合性のチェックを行います。

⑨　当社にコンプライアンス部門を設置し、業務が法令に適合しているかのチェック、研修等を通じたコンプライアンスの啓発および実践状況のモニタリング等を実施することにより、コンプライアンス体制の整備を図ります。

⑩　当社に経理部門を設置し、連結決算および子会社の個社決算を統括し、決算業務の遵法性・正確性の確保および子会社の個社決算のモニタリング・監督を行います。

⑪　当社に業務改革部門を設置し、情報の適正な取得・利用・管理の体制を整備します。

(5)　グループ会社管理体制

オリックスを構成する子会社の運営・管理その他の事項については、当社が定める規程、当社と子会社との間で締結する経営管理契約または役員等の派遣を通じて、子会社に対し、子会社における重要な業務執行にかかる事項の当社への報告に関する体制を整備させるとともに、当社は子会社に対し必要に応じて指導・助言を行います。

(6)　オリックスの役職員が監査委員会に報告する体制

①　オリックスの役職員は、各社において発生した職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったとき、監査委員会に報告します。

②　オリックスの役職員は、各社において法令違反、社内規程違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知った場合、またはそれらの行為が行われているのではないかとの疑問を抱くに至った場合、当社または社外に設置された内部通報窓口に対し、その根拠とともに、報告・相談を行うものとし、当社の内部通報窓口責任者は、その報告・相談事項について重要と判断した場合には、その内容を当社の監査委員会に報告します。また、オリックスの役職員は、会計、会計の内部統制および監査に関連する事項については、監査委員会または監査委員会において選定された監査委員（職務執行の報告徴収および業務財産の状況調査を担当する監査委員。以下、「選定監査委員」）に対して、通報できます。

③　オリックスの役職員は、当社の選定監査委員から求められた事項を定期的または適時に当社の監査委員会に報告します。

(7)　監査委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

オリックスは、内部通報窓口または監査委員会に報告・相談がなされたことを理由として、当該報告・相談を行った役職員に対して不利益な取扱いをしてはならないことをオリックスの社内規程に規定します。

また、社内規程に違反して不利益な取扱いを行った者は社内規程に基づき処分の対象とする旨も併せて規定し、報告・相談者が不利益な取扱いを受けない体制を構築します。

(8)　監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　選定監査委員から委嘱を受けた監査部門を管掌する執行役がオリックスにおける重要な会議に出席し、監査活動に必要な情報を適時的確に監査委員会に報告することで、監査委員会の情報収集をサポートします。

②　当社の監査部門は、内部監査の実施に際しては、当社における年度監査計画を策定し、その監査計画は監査委員会の承認を得ます。

③　当社の監査部門は、各社の内部監査の監査結果を、監査結果報告書により監査委員会に報告します。また、監査により改善すべき事項とされた事項につき必要な措置を講ずるものとし、フォローアップ監査を行う等してその後の改善措置状況を監査委員会にも報告します。

④　当社の監査部門は、監査委員会と常に連携し、監査委員からの調査要請があれば、これに全面的に協力します。

(9)　監査委員会の職務の執行を補助すべき使用人に関する事項

①　監査委員会の職務を補助する組織として、監査委員会事務局を置きます。

②　監査委員会は、その職務の執行に必要な場合は、監査委員会事務局に監査委員会の職務の執行の補助を委嘱します。

(10) 監査委員会事務局スタッフの執行役からの独立性に関する事項

監査委員会事務局のスタッフについての任命、評価、異動および懲戒は、監査委員会の同意を得てこれを行います。

(11) 監査委員会事務局スタッフに対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

執行役は、監査委員会事務局のスタッフが監査委員会から指示を受けて行う業務について、自ら協力し、かつ協力を指示します。

(12) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

① 当社は、監査委員会の職務の執行に関する費用または債務を負担します。

② 監査委員会は、その職務を執行するために必要な外部の専門家を利用できます。

＜内部統制システムの運用状況の概要＞

内部統制システムの運用状況の主な内容は以下のとおりです。

(1) 業務執行の効率性の確保体制

① 当社では、取締役会の決議事項のうち法令に基づき執行役に委任できる事項は、取締役会の決議により一部事項を除き代表執行役に委任しており、意思決定と業務執行の効率化・迅速化を図っています。

② 当社の各執行役の職務の分掌および執行役相互の関係を取締役会が決定するに際しては、各執行役間における職務の執行の重複を避けるとともに、職務の分掌に間隙が生じないようにしています。

③ オリックスにおける経営課題の共有と機動的な業務執行のため、当社においてオリックス共通の重要な会議および委員会を定期的または必要に応じて、開催しています。

④ 各社において、業務分掌規則、職務権限規則を定めており、各社取締役等が管掌する各部門の分掌範囲を明確にし、職務権限を明確にしています。子会社の重要な業務執行については、投・融資等委員会の審議を経て当社の代表執行役が決定し、各社取締役等に指示することにより、当社が子会社の重要な業務執行を統制しています。

(2) リスク管理体制

① 社長室、投融資管理本部、財経本部、ERM本部、情報セキュリティ統括部等の内部統制関連部門は、それぞれの担当する領域においてリスクを把握し、規程整備やモニタリングを通じてリスクをコントロールしています。また、当期より、グループガバナンス部を設置し、オリックスのガバナンス体制の最適化の実現を図る組織体制としています。

② コンプライアンス年間計画において、オリックスの経営にとって重要なリスクを選定し、各部門、各子会社でリスクの軽減の施策を実施し、その結果をグループコンプライアンス部で検証しています。

③　近年のサイバーインシデントによる情報漏洩などのリスクに対応するため、オリックスのウェブサイトの定期的な脆弱性診断と改修、オリックスで利用・運用している情報システムおよびその保管情報の棚卸とリスクアセスメントに取り組んでいます。また、オリックスの役職員向けに情報セキュリティeラーニング、標的型メール攻撃対応訓練を実施し、情報の適切な取扱いや情報セキュリティに関する社員教育・啓蒙活動を実施しています。当期は、担当者が東南アジア・欧州の主要な子会社を訪問し、サイバーセキュリティに関するインタビュー、リスク評価を実施しました。

④　投・融資取引に関する規程、ALMに関する規程、災害リスクマネジメントに関する規程等、リスクファクターに応じた規程を定めています。

⑤　危機管理の一元管理のため、危機対応に関する規程において危機事案発生時の報告ルート、方法等を定めており、オリックスの経営への影響度に応じた危機への対応、管理を行っています。当期は、臨店研修、新入社員研修等を実施しました。

⑥　重要な訴訟事案および危機事案に関する事項は、定期的に監査委員会や取締役会に報告されており、これらの機関がその管理状況、体制をモニタリングしています。

(3)　情報管理体制

①　当社の執行役の職務の執行にかかる議事録や稟議書等の情報については、情報管理に関する規程を整備し、その管理方法、保存期間を定めています。

②　当社の取締役、監査委員会から前記①の議事録の閲覧請求があった場合には、取締役会事務局または監査委員会事務局が対応することとしています。

③　オリックス共通の重要な会議および委員会への付議資料については、各会議および委員会の事務局が管理するとともに、これを閲覧できる役職員の範囲を制限するなどして、秘密保持を図っています。

(4)　コンプライアンス体制

①　オリックスでは、コンプライアンス意識の浸透と目指すべき企業像を共有し、ブランド価値向上に資するため、オリックスの「企業理念（Corporate Philosophy）」をはじめ、「役職員倫理規程（Principles of Conduct）」や「役職員行動指針」等を定めています。役職員向けの研修の実施や発信物を通じて、これらの企業理念等の役職員への周知、浸透を図っています。

なお、これらの規程は当社ウェブサイトに掲載しています。

英文：https://www.orix.co.jp/grp/en/about/overview/philosophy/

和文：https://www.orix.co.jp/grp/company/about/philosophy/

②　「役職員倫理規程」に関する研修や、贈収賄防止その他重要な法令等に関する研修を実施するなど、コンプライアンス意識を高めるための啓蒙を行っています。また、幅広い職種の職員の意見をヒアリングし、多様な価値観を持つ人材が生き生きと働ける職場環境の改善活動を進めています。当期は、職場環境の改善活動の一環として、各拠点を訪問し、「ハラスメント防止研修」および面談形式による「職場の意識調査アンケート」を実施しました。

③　オリックスでは、「オリックスグループコンプライアンスポリシー」に基づき、コンプライアンスを遵守する企業文化の醸成に努めています。また、グローバルなコンプライアンス体制を強化するため、重要な法令等についてはグループ共通規程を定め、海外子会社に周知しています。当期においては、海外子会社に対し「ORIX Group Code of Conduct and Ethics」やコンプライアンスに関する研修を実施し、現地スタッフへのグループ共通規程の浸透を図りました。

④　内部統制関連部門は、オリックスにおける職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備し、コンプライアンスの推進等を実施しています。また、内部監査部門としてグループ監査部を設置しており、内部統制システムの整備・運用状況のモニタリング等を実施しています。

⑤　オリックスでは、「コンプライアンス・ホットラインに関する規則」に基づき、社内外に内部通報窓口を設置して、その旨を国内外の子会社を含めて全社的に周知し、不祥事等の早期発見、未然防止を図っています。また、内部通報があったもののうち重要事案については都度、その他の事案については四半期ごとに、通報状況等を監査委員会および投・融資等委員会に報告し、事案に応じた適切な情報共有を図っています。

⑥　子会社における経理責任者の責任等、経理統制を明確にするため、「グループ会社経理統括規則」を定めており、主要な子会社の遵守状況をモニタリングしています。当期は、財務諸表における発見的統制の強化を目的として標準手続の整備を行うなど、「グループ会社経理統括規則」の実効性の強化に取り組みました。

⑦　オリックスの情報資産、セキュリティを確保するため、情報セキュリティ統括部を設置し、当期はお客様の個人情報をはじめとする重要情報台帳の棚卸と保管状況の改善活動を実施しました。

(5)　グループ会社管理体制

①　グループ執行役員会において、当社の執行役、グループ執行役員および子会社の取締役等との間で、オリックスの経営にとって重要な課題を共有しています。

②　子会社を担当する役員は、事業計画の達成状況、役職員の職務執行状況、各社を取り巻く事業環境等について、当社の取締役会、監査委員会および月例戦略会議等のオリックス共通の重要な会議ならびに委員会において適宜報告をしています。

③　子会社は、各社が定める当社の事前承認事項にかかる規程または経営管理契約に基づき、個別の業務執行状況を当社へ報告しています。

(6)　監査委員会への報告体制

①　「監査委員会規則」において、選定監査委員はオリックスの役職員に対し、職務の執行に関する事項の報告を求め、または会社の業務および財産の状況を調査することができる旨を定めています。

② 当社の役職員は、当期において監査委員会に対し、当社を含めたグループ全体にかかる事項につき以下のとおり定期報告をしています。

・CEOからの職務執行状況に関する報告・・・年2回
・財経本部長からの会計に関する報告・・・四半期ごと
・グループ監査部管掌役員からの内部監査および内部統制評価に関する報告・・・四半期ごと
・ERM本部長からの不正・不祥事案、内部通報の状況、係争案件に関する報告・・・四半期ごと
・ERM本部長からグローバルコンプライアンス体制の整備状況の報告・・・四半期ごと

③ 前記②に加え、当期においては、情報セキュリティ統括部担当および投融資管理本部長から監査委員会にその職務の執行状況に関する報告をしました。

④ ERM本部長は、内部通報で報告、相談された内容が重要であると判断した場合、その内容について速やかに取締役会、CEOおよび監査委員会に報告することとしています。

⑤ 会計、会計の内部統制および監査に関連する事項については、監査委員会事務局を通じて監査委員会または選定監査委員に直接通報できる窓口を設けています。

⑥ 内部通報すべき事実を知った者が報告・相談を怠った場合、就業規則に基づく処分の対象となる旨を社内規程に定めています。

(7) 監査委員会への内部通報者が不利な取扱いを受けない体制

オリックスの共通規程である「コンプライアンス・ホットラインに関する規則」において、内部通報窓口または監査委員会に報告・相談を行ったことを理由として、当該報告・相談を行った者に対して不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めています。また、規程に反して不利益な取扱いを行った者は就業規則に基づく処分の対象となる旨も定めています。さらに、「臨店研修」および「職責者研修」を実施する際に、これらの規程の内容を役職員に周知しています。

(8) 監査委員会の監査の実効性を確保するための体制

① 選定監査委員から委嘱を受けたグループ監査部管掌役員が、投･融資等委員会、グループ執行役員会等のオリックス共通の重要な会議および委員会に出席し、各社の意思決定の過程および業務の執行状況ならびにコンプライアンスの遵守状況等を把握して、それらを四半期ごとに監査委員会に報告しています。

② 当社の年度監査計画は、CEOおよび監査委員会の承認を受けています。

③ 各社における内部監査の結果は、監査委員会に報告されています。

④ グループ監査部は、子会社の監査役、内部監査部門と連携し、共同で重要リスクのモニタリングを実施し、その結果および改善状況を四半期ごとに監査委員会に報告しています。

⑤　監査委員会は、年６回、会計監査人に監査委員会への出席を求め、統合監査計画の概要および進捗、四半期レビューの結果、非監査業務受託の状況、公認会計士・監査審議会による検査結果、品質管理システム等について、会計監査人から報告を受けています。

⑥　オリックスの事業への理解を深めるために、監査委員による事業所視察等を実施しています。当期は、オリックス・ビジネスセンター沖縄等の視察を実施しました。また、監査委員会の閉会後に報告会を開催し、オリックスの各事業の現状、事業戦略、プロジェクトの進捗状況等を報告し、監査活動に必要な情報の共有を図っています。

(9)　監査委員会の職務を補助する取締役、使用人

①　監査委員会事務局を設置し、そのスタッフは、監査委員会が行う監査の補助業務に必要とされる専門性を確保するため、全員、グループ監査部に所属する使用人との兼務としています。

②　監査委員会事務局のスタッフは、監査委員会の議事録作成等に加え、監査委員会の指示に基づいて、監査委員会が行う監査の補助業務に従事するほか、オリックスによる会計監査人が所属する監査法人グループへの非監査業務委託の適切性についても確認しています。

(10)　監査委員会事務局スタッフの独立性確保

監査委員会事務局のスタッフについての任命、評価、異動および懲戒は、監査委員会の同意を得た上で実施しています。

(11)　監査委員会の指示の実効性の確保

①　グループ監査部の部門長を監査委員会事務局スタッフに任命しており、これによりグループ監査部が監査委員会の指示を受けて監査や調査を実施しやすい仕組みとしています。

②　「オリックスグループ内部監査規則」をオリックスの共通規程として定めており、グループ監査部が各社に対して資料の提出、説明を求めることができる旨、また協力を求められた部門が正当な理由なくこれを拒否することができない旨を明記しています。

(12)　監査委員会の職務執行にかかるコスト

当社は監査委員会の職務の執行に関する費用および債務をすべて適切な方法で負担しています。

４．連結計算書類（米国会計基準）　連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数　　883社

前記には、変動持分事業体およびＳＰＥ（特定の案件のために設立された事業体）などを含んでいます。

②　主要な連結子会社の名称

弥生㈱、オリックス自動車㈱、オリックス・レンテック㈱、オリックス不動産㈱、オリックス不動産投資顧問㈱、オリックス・アセットマネジメント㈱、㈱大京、オリックス債権回収㈱、オリックス生命保険㈱、オリックス銀行㈱、オリックス・クレジット㈱、ORIX Corporation USA、ORIX Asia Limited、ORIX Leasing Malaysia Berhad、PT. ORIX Indonesia Finance、ORIX Australia Corporation Limited、ORIX Aviation Systems Limited、欧力士（中国）投資有限公司、ORIX Capital Korea Corporation、ORIX Corporation Europe N.V.

③　議決権の過半数を所有しているにも関わらず子会社としなかった会社等の状況

当該会社の名称　　OSB Savings Bank Co., Ltd

子会社としなかった理由　　当連結会計年度末現在において、当社は前記の会社の議決権の過半数を所有していますが、同社の非支配株主が同社の通常の事業活動における意思決定に対して重要な参加権を持つため、同社を当社の連結子会社の範囲から除外し、持分法を適用しています。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した関連会社の数　　198社

前記(1)③の会社数を含んでいます。

②　前記のうち、主要な関連会社の名称

Avolon Holdings Limited

⑶ 会計方針に関する事項

① 連結計算書類の作成基準

この連結計算書類は、会社計算規則第120条の３第１項の規定により、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式および作成方法について、株式分割の会計処理を除き米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（会計基準編纂書等）によって作成しています。ただし、同規則第120条の３第３項において準用する同規則第120条第１項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則により要請される記載および注記の一部を省略しています。なお、記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

② 連結の方針

この連結計算書類は当社およびすべての子会社を連結の範囲に含めています。20％以上50％以下の持分比率を有する、あるいは重要な影響力を行使しうる関連会社についてはすべて持分法を適用しています。なお、一部の会社については前記⑴③記載のとおり持分法を適用しています。また、当社および子会社が主たる受益者である変動持分事業体を連結の範囲に含めています。

一部の子会社および関連会社には、継続的に３ヶ月以内の決算日の異なる財務諸表を用いています。

連結にあたり連結会社間のすべての重要な債権、債務および取引は消去しています。

③ 棚卸資産の評価基準および評価方法

販売用資産前渡金	個別法による原価法
完成在庫および販売用の商品	主として個別法による低価法

④ デリバティブの評価基準および評価方法

保有するすべてのデリバティブは連結貸借対照表上、公正価値で計上しています。

また、公正価値の変動については、ヘッジ目的の有無およびヘッジ活動の種類に応じて損益または税効果控除後の金額でその他の包括利益（損失）に計上しています。

⑤ 有価証券の評価基準および評価方法

持分証券	原則、公正価値により評価し、その評価損益は期間損益に含めて計上しています。公正価値が容易に測定できない持分証券においては、１株当たり純資産価値で評価、もしくは代替的測定法を選択した投資については、減損控除後の取得原価に観察可能な価格の変動から生じる金額を加減算した金額で計上しています。また、持分に応じた損益取込を行った価額にて計上する持分証券のうち、公正価値オプションを選択した投資については公正価値評価し、その評価損益は期間損益に含めて計上しています。
短期売買目的負債証券	時価評価し、評価損益は期間損益に含めて計上しています。
売却可能負債証券	時価評価し、未実現評価損益は税効果控除後の金額でその他の包括利益累計額に計上、もしくは公正価値オプションを選択した投資については公正価値評価し、その評価損益は期間損益に含めて計上しています。
満期保有目的負債証券	償却原価により計上しています。

⑥　有形固定資産の減価償却方法

オペレーティング・リース投資	主として定額法
事業用資産	主として定額法
社用資産	定率法または定額法

⑦　引当金の計上基準

貸倒引当金

ファイナンス・リース投資および営業貸付金に内在された発生している可能性のある損失について、経営陣の判断により十分な引当てを行っています。貸倒引当金は貸倒引当金繰入によって増加し、貸倒処理に伴う取崩により減少します。貸倒引当金の設定は多数の見積もりと判断に左右されます。貸倒引当金の設定にあたって、債務者の事業特性と財政状態、経済状況およびそのトレンド、過去の貸倒償却実績、未収状況および過去のトレンド、ファイナンス・リース投資および営業貸付金の将来キャッシュ・フロー、債権に対する担保および保証の価値など、様々な要素を斟酌しています。

営業貸付金のうち減損しているものについては、将来キャッシュ・フローの現在価値、債権の観察可能な市場価額または担保依存のものは担保の公正価値に基づいて個別に貸倒引当金を計上し、また、減損していない営業貸付金（個別に減損判定を行わないものを含む。）およびファイナンス・リース投資については、債務者の業種や資金用途による区分を行い、当該区分ごとに過去の貸倒実績率を算出し、その貸倒実績率と現在の経済状況等を勘案し見積もった貸倒見込みに基づいて貸倒引当金を計上しています。

なお、債務者の財政状態および担保資産の処分状況等から将来の回収可能性がほとんどないと判断した場合には、当該債権を償却しています。

⑧　退職給付にかかる負債の計上基準

割引率、昇給率、年金資産長期期待収益率およびその他の見積もりを前提とした年金数理計算に基づく年金費用を計上しています。年金数理上の純損失についてはコリドー方式を採用して費用処理しています。また、年金資産の公正価値と給付債務の差額として測定される年金制度の積立超過額または積立不足額を連結貸借対照表上において資産または負債として認識しています。

連結貸借対照表上、積立超過の制度はその超過額をその他資産に含めて表示し、積立不足の制度はその不足額をその他負債に含めて表示しています。

⑨　収益の認識基準

商品および不動産売上高、サービス収入にかかる顧客との契約から生じる収益を、以下の５ステップアプローチに基づき認識しています。

ステップ１：顧客との契約を識別する
ステップ２：契約における履行義務を識別する
ステップ３：取引価格を算定する
ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ５：履行義務を充足した時に（または充足するにつれて）収益を認識する

前記に従い、顧客との契約において約束した財またはサービスの移転を描写するように、その移転した財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。収益は、値引き、リベートおよび返品等を控除した金額で測定しています。履行義務充足前に顧客から対価を受け取る場合には、契約負債として認識しています。また、他の当事者が関与する取引においては、顧客に財またはサービスの支配が移転する前に当社および子会社がそれらを支配している場合には、取引の本人として収益を総額で認識しています。

前記の一般的な収益認識方針に加えて、後記で説明している方針を主な収益項目のそれぞれについて適用しています。

金融収益

ファイナンス・リース収益　　リース料総額に見積残存価額を加え、リース資産の購入代金を差し引いた額を未実現リース益として、リース期間にわたって利息法により収益計上しています。リース実行に関わる初期直接費用は、繰延経理を行い、実行時の利回りに対する修正としてリース期間にわたって利息法により配分しています。

貸付金収益　　利息収入は、発生主義により認識しています。また、貸付実行に関わる初期直接費用と取組手数料収入を相殺して繰延経理し、実行時の利回りに対する修正として貸付の契約期間にわたって利息法により配分しています。

金融保証収益　　保証契約の開始時に保証の公正価値を連結貸借対照表に負債計上し、当社および子会社が保証のリスクから解除されるのに従って、主に保証期間にわたり規則的で合理的な償却方法で収益を計上しています。

オペレーティング・リース収益

契約期間にわたって定額で認識しています。

⑩　長期性資産の減損

使用目的で保有している有形固定資産や償却対象となる無形資産を含む長期性資産について、当該資産が減損していることを示唆する状況や環境の変化が生じた場合、回収可能性の判定を行います。当該資産から生じる割引前見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合は回収が困難であるとみなし、公正価値が帳簿価額より低い場合には公正価値まで評価減しています。

⑪　営業権およびその他の無形資産

営業権および耐用年数を確定できない無形資産は償却を行わず、少なくとも年１回の減損テストを行っています。確定した耐用年数を持つ無形資産は、その耐用年数にわたって償却を行い、減損テストを行っています。

⑫　消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

⑬　連結納税制度の適用

当社および一部の子会社は、連結納税制度を適用しています。

⑷　追加情報

2018年10月26日付で、当社は、国内子会社である株式会社大京（以下、「大京」）の普通株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」）により取得すること、および本公開買付けの成立に伴い大京の未分配利益の回収方法を課税取引による回収から非課税取引による回収へ変更することを意思決定し、2018年12月10日付で、本公開買付けは成立しました。これに伴い、大京の未分配利益に対して計上していた繰延税金負債を全額取り崩しました。なお、この繰延税金負債の取り崩しに伴い、連結損益計算書上、法人税等は27,376百万円減少しました。

２．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

⑴　連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更

①　連結の範囲の変更

当連結会計年度において、買収等により121社を連結の範囲に加え、売却等により69社を連結の範囲から除いています。

②　持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度において、取得等により52社を持分法の範囲に加え、売却等により44社を持分法の範囲から除いています。

⑵ 会計方針の変更

（新会計基準の適用）

2014年５月､会計基準書アップデート第2014-09号(顧客との契約から生じる収益―会計基準編纂書606(顧客との契約から生じる収益))が公表され、その後、それを修正するアップデートが公表されました。これらのアップデートは、企業が、顧客に約束した財またはサービスの移転を描写するように、その移転した財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識することを要求しています。当社および子会社は、これらのアップデートを、適用日に収益認識が完了していない契約について累積的影響を認識するアプローチを使用して、2018年４月１日から適用しています。これらのアップデートの適用により、主にアセットマネジメント事業において顧客から受領する成功報酬の認識時期、および工事進行基準または工事完成基準を適用している不動産プロジェクトにおける収益の認識時期に変更が生じました。これらのアップデートの適用による、当社および子会社の適用日における財政状態への主な影響は、連結貸借対照表上、利益剰余金の増加が405百万円でした。また、従前の会計基準を適用した場合と比較した、当連結会計年度における経営成績および当連結会計年度末現在における財政状態への重要な影響はありません。

2016年１月、会計基準書アップデート第2016-01号(金融資産および金融負債の認識と測定―会計基準編纂書825-10(金融商品－全体))が公表されました。このアップデートは、持分証券への投資を公正価値で測定し、公正価値の変動を損益認識する方法、または帳簿価額をその後の観察可能な取引価格により調整する代替的方法で会計処理することを要求しています。また、このアップデートは、公正価値オプションを選択したことにより公正価値で評価される金融負債の公正価値の変動の表示を改定しています。当社および子会社は、このアップデートを2018年４月１日から適用しています。このアップデートの適用による、当社および子会社の適用日における財政状態への主な影響は、連結貸借対照表上、持分証券にかかる未実現の公正価値変動額のその他の包括利益累計額から利益剰余金への組替、および公正価値オプションを選択したことにより公正価値で評価される金融負債の商品固有の信用リスクの変動額を、利益剰余金からその他の包括利益累計額へ組替えたことによる、その他の包括利益累計額の減少が2,899百万円、利益剰余金の増加が2,899百万円でした。

2016年10月、会計基準書アップデート第2016-16号(棚卸資産以外の連結会社間の資産譲渡―会計基準編纂書740(法人税等))が公表されました。このアップデートは、棚卸資産以外の連結会社間の資産譲渡について法人税等の影響額を当該資産が最終的に第三者に売却されるまで繰り延べる例外規定を削除し、当該譲渡が発生した時点でそれらの当期および繰延税金の影響を認識することを要求しています。当社および子会社は、このアップデートを2018年４月１日から適用しています。このアップデートの適用による、当社および子会社の適用日における財政状態への主な影響は、連結貸借対照表上、利益剰余金の増加が3,772百万円でした。

⑶ 表示方法の変更

当連結会計年度より、連結損益計算書上、従来「サービス収入」に含めていた金融保証収益を「金融収益」に表示方法の変更を行っています。この変更は、会計基準編纂書606（顧客との契約から生じる収益）の適用に伴い、より収益構造を適切に反映する表示を目的として行ったものです。

3．連結貸借対照表に関する注記

⑴ 担保に供している資産および担保にかかる債務

金融機関等からの長期および短期借入債務（連結された変動持分事業体を利用して行われた営業貸付金の証券化等に伴う支払債務を含む。）に対して後記の資産を担保に供しています。

基本リース債権	23,786百万円
営業貸付金	247,912百万円
オペレーティング・リース投資	120,963百万円
投資有価証券	160,408百万円
事業用資産	235,197百万円
関連会社投資	63,340百万円
その他資産等	122,172百万円

（注）前記以外に、借入債務に対して連結消去されている連結子会社株式33,280百万円、関連会社の借入債務に対して関連会社投資49,125百万円を担保に供しています。また、主に取引保証金に対する投資有価証券や不動産取引にかかる差入保証金を担保として46,029百万円を差し入れています。

また、担保にかかる債務は以下のとおりです。

短期借入債務	32,518百万円
支払手形、買掛金および未払金	7,339百万円
長期借入債務	640,175百万円
その他負債等	16,480百万円

⑵ 有形固定資産の減価償却累計額

オペレーティング・リース投資	634,478百万円
事業用資産	102,185百万円
社用資産	54,499百万円

⑶ 保証債務

会計基準編纂書460(保証)の適用範囲に該当する保証契約の公正価値を、契約の開始時点において、連結貸借対照表に負債計上しています。

保証契約の支払限度額および負債計上されている帳簿価額は以下のとおりです。

	保証の支払限度額	保証債務の帳簿価額
事業性資金債務保証	500,499百万円	6,707百万円
譲渡債権保証	175,623百万円	1,436百万円
一般個人ローン保証	343,119百万円	42,400百万円
住宅ローン保証	40,395百万円	4,701百万円
その他	263百万円	1百万円

４．連結資本変動計算書に関する注記

⑴ 当連結会計年度末における発行済株式数

普通株式　1,324,629,128株

⑵ 当連結会計年度末における自己株式数

普通株式　44,667,776株

（注）当連結会計年度末における自己株式数のうち、役員報酬ＢＩＰ信託として保有する当社株式は1,823,993株です。

５．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

当社および子会社は、金融、投資、生命保険、銀行、アセットマネジメント、自動車関連、不動産、環境エネルギーなど多様な事業を行っており、金融機関からの借入、資本市場からの調達（社債、ミディアム・ターム・ノート、コマーシャル・ペーパーおよびリース債権や営業貸付金等の証券化）、ならびに預金等によって資金調達を行っています。当社および子会社が保有する金融資産および金融負債は、主に信用リスク、市場リスク、流動性リスク（資金調達に関するリスク）に晒されているため、それぞれの特性に応じたリスク管理を行っています。

①信用リスク管理

「与信先、投資先のキャッシュ・フローの変動から生じ得る将来の投資回収の不確実性」を信用リスクと定義しています。

与信審査については、十分な担保や保証の取得、債権の流動化、与信先や業種の分散を基本方針としています。個別案件の審査時は、与信先、投資先の財務内容、キャッシュ・フロー、保全条件、採算性などを総合的に評価しています。

さらに、ポートフォリオの分析を行い、与信制限措置も講じることで、潜在的にリスクの高いマーケットへのエクスポージャーをコントロールしています。

②市場リスク管理

「金利、為替、株価などの市況の変動によって保有する資産と負債の公正価値が変動するリスク」を市場リスクと定義しています。

資産、負債の統合管理（ＡＬＭ）に関してグループ共通の規程を制定し、市場リスクを包括的に把握検証しています。

金利リスクについては、金利変動時の期間損益やバランスシートへの影響、資産や負債の状況、調達環境などの分析を行い総合的に判断しています。また、分析方法は状況に応じて見直しを行っています。

為替リスクについては、外貨建ての営業取引や海外投資に伴う為替の変動リスクに対して、原則として同通貨での借入、為替予約および通貨スワップを利用してヘッジしています。ヘッジされていない外貨建て資産、海外子会社の利益剰余金等については、ＶａＲ（バリューアットリスク）などの指標を活用しながらリスク量を定量的に把握し、状況に応じてヘッジ額を調整し適切に管理を行っています。

銀行事業、生命保険事業や海外の運用資産については、金融政策やマクロ指標、株式市場や金融市場、カントリーリスクの動向をモニタリングしつつ、個々の銘柄の値動きや損益状況の分析を行い、ポートフォリオ管理を行っています。市場の変動に対しては、損失確定やポジションの縮小などのガイドラインに従って適切な処理を行っています。また、審査部門は、ガイドラインが遵守されているかどうかを管理しています。

③流動性リスク管理（資金調達に関するリスク管理）

「市場の混乱やオリックスグループの財務内容の悪化などにより必要な資金を確保できない、または資金調達にあたり、著しく高い金利でしか調達できなくなるリスク」を流動性リスクと定義しています。

流動性リスクを低減するために、調達手法の多様化とともに手元流動性の管理を行っています。手元流動性の管理については、将来のキャッシュ・フローの状況を把握した上で、環境変化時に事業継続に支障の無いよう、ストレス時を想定した流動性リスクを分析し、必要な対応を行っています。

また、事業を行う国や子会社ごとの流動性リスクを把握し、オリックスグループの流動性リスクが各子会社の事業へ与える影響についてもモニタリングしています。モニタリングの状況次第では親子ローンなど必要な対策を講じています。

オリックス銀行およびオリックス生命は、個人向け金融業務を行っており、日本の金融当局の規制を受けているため、他のグループ会社から独立した流動性リスク管理が必要とされています。規制に準じて単独で社内規程を定め、他のグループ会社から切り離した流動性リスクを管理しています。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金および現金等価物	1,161,032百万円	1,161,032百万円	－百万円
②使途制限付現金	122,548百万円	122,548百万円	－百万円
③営業貸付金（貸倒引当金控除後）	3,231,708百万円	3,228,750百万円	△2,958百万円
④持分証券（注１）	425,593百万円	425,593百万円	－百万円
⑤短期売買目的負債証券	1,564百万円	1,564百万円	－百万円
⑥売却可能負債証券	1,264,244百万円	1,264,244百万円	－百万円
⑦満期保有目的負債証券	114,061百万円	144,326百万円	30,265百万円
⑧定期預金	4,754百万円	4,754百万円	－百万円
⑨デリバティブ資産	13,998百万円	13,998百万円	－百万円
⑩再保険貸（投資契約）	29,989百万円	30,400百万円	411百万円
⑪短期借入債務	(309,549)百万円	(309,549)百万円	－百万円
⑫預金（注２）	(1,782,198)百万円	(1,782,753)百万円	△555百万円
⑬保険契約債務および保険契約者勘定（投資契約）	(244,497)百万円	(244,653)百万円	△156百万円
⑭長期借入債務	(4,186,222)百万円	(4,199,341)百万円	△13,119百万円
⑮デリバティブ負債	(24,461)百万円	(24,461)百万円	－百万円

（注）１．公正価値が容易に測定できない持分証券（連結貸借対照表計上額47,531百万円）および持分に応じて損益取込を行っている投資ファンド（連結貸借対照表計上額75,923百万円）は、「④持分証券」に含めていません。

２．要求払預金（連結貸借対照表計上額145,543百万円）は、「⑫預金」に含めていません。

３．負債に計上されているものについては、(　)で示しています。

⑶ 金融商品の時価等の算定方法

①②⑧⑪　現金および現金等価物、使途制限付現金、定期預金、短期借入債務

契約期間が短期のため、帳簿価額を時価とみなしています。

③　営業貸付金（貸倒引当金控除後）

大きな信用リスクの変化がなく、短期間で金利見直しが行われている変動金利貸付金については、帳簿価額を合理的な時価とみなしています。また、買取債権についても、帳簿価額（貸倒引当金控除後）が債権の回収価値を適切に反映していると考えられるため、帳簿価額を合理的な時価とみなしています。同種の中長期の固定金利貸付金の時価の見積もりに関しては、期末日時点で当社および子会社が信用状況および残期間の類似した顧客との契約を新たに行う場合の利子率を用いて、将来のキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて計算を行っています。なお、前記において公表市場価額やディーラーから提供される相場表等の価額がある場合には、その価額をもとにして時価の見積もりを行っています。

④　持分証券

上場株式等の活発な市場での公表市場価額が入手できるものについては公表市場価額にて、活発な市場での公表市場価額が入手できない場合はその他の観察可能な価額に基づき、時価の見積もりを行っています。一部の投資ファンドについては、割引キャッシュ・フロー法ならびに第三者の算定する価格に基づき、時価の見積もりを行っています。

⑤⑥⑦　短期売買目的負債証券、売却可能負債証券、満期保有目的負債証券

時価を帳簿価額としている短期売買目的負債証券や売却可能負債証券（一部のモーゲージ担保証券や資産担保証券等を除く。）は、通常、公表市場価額やディーラーから提供される相場表をもとにして時価の見積もりを行っています。また、売却可能負債証券のうち一部のモーゲージ担保証券や資産担保証券等については割引キャッシュ・フロー法および第三者の算定する価格に基づき、時価の見積もりを行っています。満期保有目的負債証券については、主に公表市場価額をもとにして時価の見積もりを行っています。

⑨⑮　デリバティブ

取引所取引を行っているデリバティブについては取引市場価額を用いて時価の見積もりを行っています。その他については、当社および子会社が期末日にそれらの契約を終わらせる場合の受取・支払額より見積もった価額を時価とし、未決済契約の未実現損益を考慮した金額となっています。当社および子会社のデリバティブの時価の見積もりに際しては、主に期末日現在の金利をもとに将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いた金額を用いています。

⑩⑬　再保険貸、保険契約債務および保険契約者勘定

一部の子会社は、死亡リスクや罹病リスクにさらされていないため投資契約に区分される、定額年金保険契約、変額年金保険契約および変額保険契約、再保険契約を保有しています。これらの契約の時価の見積もりに際しては、主に期末日現在の金利をもとに将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いた金額を用いています。

⑫　預金

定期預金の時価の見積もりは、将来のキャッシュ・フローを割り引いて計算を行っています。その割引率は、現時点での類似した平均残存期間で預金を受け入れる場合に使用する金利を用いています。

⑭　長期借入債務

短期間で金利の見直しがされている変動金利長期借入債務については、帳簿価額を時価とみなしています。中長期の固定金利借入債務の時価の見積もりは、将来のキャッシュ・フローを割り引いて計算しています。その割引率は、当社および子会社が現時点で類似した条件で平均残存期間の借入を新たに行う時に金融機関により提示されると思われる借入金利を用いています。なお、前記において公表市場価額やディーラーから提供される相場表等の価額がある場合には、その価額をもとにして時価の見積もりを行っています。

6．賃貸等不動産に関する注記

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および子会社は、東京都などの主要都市を中心に、賃貸オフィスビルや賃貸物流施設、賃貸商業施設、賃貸マンション、賃貸不動産に供する予定である開発用の土地等を所有しています。

⑵　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
329,970百万円	403,678百万円

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
2．当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定業者による鑑定評価に基づく金額および「不動産鑑定評価基準」に基づいて社内の鑑定部門にて算定した金額、ならびに類似の方法により社内で合理的に算定した金額です。

7．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり株主資本　2,263円41銭

（注）1株当たり株主資本は、米国会計基準に基づき当社株主資本合計を用いて算出しています。

⑵　1株当たり当社株主に帰属する当期純利益

基本的	252円92銭
希薄化後	252円70銭

（注）当連結会計年度において、役員報酬ＢＩＰ信託として保有する当社株式は、1株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めています。

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

5．計算書類（日本会計基準）　株主資本等変動計算書　（自 2018年4月1日　至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					特別償却準備金	繰越利益剰余金			
2018年4月1日残高	220,961	248,140	0	248,140	4,956	744,928	749,884	△75,544	1,143,441
事業年度中の変動額									
新株の発行	150	150		150					300
特別償却準備金の取崩					△1,355	1,355	−		−
自己株式の処分			0	0		−	−	347	347
剰余金の配当						△88,438	△88,438		△88,438
当期純利益						128,958	128,958		128,958
自己株式の取得								△706	△706
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	150	150	0	150	△1,355	41,876	40,520	△358	40,462
2019年3月31日残高	221,111	248,290	0	248,290	3,600	786,804	790,405	△75,903	1,183,903

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2018年4月1日残高	8,638	△21,967	△13,329	242	1,130,354
事業年度中の変動額					
新株の発行					300
特別償却準備金の取崩					−
自己株式の処分					347
剰余金の配当					△88,438
当期純利益					128,958
自己株式の取得					△706
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△3,070	4,000	929	△242	687
事業年度中の変動額合計	△3,070	4,000	929	△242	41,149
2019年3月31日残高	5,568	△17,967	△12,399	−	1,171,504

６．計算書類（日本会計基準）　個別注記表

重要な会計方針にかかる事項

１．有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

投資事業組合等への出資

当該組合等の財務諸表に基づいて、組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じて計上

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法（株式）

償却原価法（債券）

２．デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

３．棚卸資産の評価基準および評価方法

主として先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

４．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

賃貸資産　　定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く。）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）によっています。

社用資産　　定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く。）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）によっています。

無形固定資産　　定額法によっています。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

５．繰延資産の処理方法

社債発行費　　支出時に全額費用処理しています。

株式交付費　　支出時に全額費用処理しています。

６．外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7．引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、正常先債権および要注意先債権については貸倒実績率により、破綻先債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

債務保証損失引当金

債務保証等にかかる損失に備えるため、過去の損失率に基づいて算定した必要額のほか、必要に応じて損失の発生の可能性を検討して個別に算定した保証損失見込額を計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌事業年度から費用処理しています。

役員退職慰労引当金

当社は役員報酬の一部について株式による報酬（株式報酬）制度を導入しています。本制度は当社所定の基準によるポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた自社株式を「役員報酬ＢＩＰ信託」を通じて交付するものです。したがって、信託が当社株式を取得した時の株価を乗じた金額を基礎として、期末要支給見積額を役員退職慰労引当金として計上しています。

8．収益および費用の計上基準

ファイナンス・リース取引にかかる売上高および売上原価の計上基準	リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上しています。
オペレーティング・リース取引にかかる売上高の計上基準	リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しています。
割賦販売取引にかかる売上高および売上原価の計上基準	割賦販売にかかる債権総額を実行時に「割賦債権」として計上し、支払期日到来基準により売上高およびそれに対応する売上原価を計上しています。 なお、支払期日未到来の割賦債権に対応する割賦未実現利益は繰延経理しています。
金融費用の計上基準	金融費用は、売上高に対応する金融費用とその他の金融費用を区分計上しています。 その配分方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として営業資産に対応する金融費用は「資金原価」として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上しています。 なお、資金原価は、営業資産にかかる金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しています。

9．ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しています。

10．消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

11．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

会計方針の変更

該当事項はありません。

表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産減価償却累計額　41,981百万円

2．流動資産に含まれる関係会社に対する金銭債権　1,537,723百万円
固定資産に含まれる関係会社に対する金銭債権　1,230百万円
流動負債に含まれる関係会社に対する金銭債務　232,228百万円
固定負債に含まれる関係会社に対する金銭債務　3,429百万円

3．リース・割賦販売契約に基づく預り手形
割賦債権　7,665百万円
リース債権　549百万円
リース投資資産　659百万円

4．担保に供している資産
次の資産を当社および関係会社の借入金186,506百万円の担保に供しています。
営業貸付金　12,006百万円
賃貸資産　46,805百万円
関係会社株式　24,544百万円
前記資産のほか、リース投資資産1,542百万円、営業貸付金5,401百万円、社用資産21,156百万円の譲渡を金融取引として会計処理しています。これにより流動負債の「その他」に1,257百万円および固定負債の「その他」に31,604百万円が計上されています。

5．保証債務
関係会社および従業員の借入等債務に対する保証　969,854百万円

6．期末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって、また期末日に期日到来するリース料等の口座振替入金の処理は入金日をもって、それぞれ決済しています。
なお、当事業年度末日は金融機関の休業日のため、以下のとおり割賦債権等が期末残高に含まれています。
割賦債権　3,280百万円
リース債権　652百万円
リース投資資産　2,972百万円
営業貸付金　3,185百万円
その他等　932百万円

損益計算書に関する注記

関係会社に対する売上高　182,237百万円
関係会社からの仕入高　23,881百万円
関係会社との営業取引以外の取引高　29,081百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末における発行済株式数

普通株式	1,324,629,128株

2．当事業年度末における自己株式数

普通株式	44,667,776株

（注）当事業年度末における自己株式数のうち、役員報酬ＢＩＰ信託として保有する当社株式は1,823,993株です。

3．剰余金の配当に関する事項

⑴ 当事業年度中に行った剰余金の配当

2018年５月21日の取締役会において、以下のとおり決議しています。

イ．配当金の総額	49,984百万円
ロ．１株当たり配当額	39.00円
ハ．基準日	2018年３月31日
ニ．効力発生日	2018年６月５日

（注）2018年５月21日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式に対する配当金64百万円が含まれています。

2018年10月26日の取締役会において、以下のとおり決議しています。

イ．配当金の総額	38,453百万円
ロ．１株当たり配当額	30.00円
ハ．基準日	2018年９月30日
ニ．効力発生日	2018年12月４日

（注）2018年10月26日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式に対する配当金55百万円が含まれています。

⑵ 当事業年度末日後に行う剰余金の配当

2019年５月22日の取締役会において、以下のとおり決議する予定です。

イ．配当金の総額	58,962百万円
ロ．１株当たり配当額	46.00円
ハ．基準日	2019年３月31日
ニ．効力発生日	2019年６月３日

（注）2019年５月22日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式に対する配当金83百万円が含まれています。

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
貸倒引当金	17,729百万円
投資有価証券・関係会社株式評価損	29,484百万円
減損損失	6,043百万円
賃貸資産減価償却費	155百万円
未払賞与	1,335百万円
役員退職慰労引当金	649百万円
債務保証損失引当金	1,889百万円
繰延ヘッジ損益	7,886百万円
その他	16,828百万円
繰延税金資産小計	82,001百万円
評価性引当額	△42,890百万円
繰延税金資産合計	39,111百万円
（繰延税金負債）	
前払年金費用	△10,115百万円
その他有価証券評価差額金	△2,426百万円
特別償却準備金	△1,326百万円
その他	△6,034百万円
繰延税金負債合計	△19,902百万円
繰延税金資産の純額	19,208百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△24.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
評価性引当額の増減	△1.1
その他	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.1%

関連当事者との取引に関する注記

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	オリックス自動車㈱ (注1、2)	直接 100.00	営業債務の立替払他	資金の貸付	45,194	営業貸付金	381,899
				借入等債務に対する保証	17,841	－	－
子会社	オリックス・レンテック㈱ (注1)	直接 100.00	リース取引他	資金の貸付	24,084	営業貸付金	52,500
子会社	オリックス・クレジット㈱ (注1、2)	直接 100.00	営業債務の立替払他	資金の回収	5,635	営業貸付金	112,293
				営業保証	200,710	－	－
子会社	ORIX Aviation Systems Limited (注1、3)	直接 100.00	役員の兼任	資金の貸付	169,593	営業貸付金	256,497
				増資の引受	257,161	－	－
子会社	ORIX Corporation USA (注1、2)	直接 100.00	役員の兼任	資金の貸付	67,195	営業貸付金	204,776
				借入等債務に対する保証	235,959	－	－
子会社	ORIX Asia Capital Limited (注1)	直接 100.00	役員の兼任	資金の貸付	7,499	営業貸付金	66,059
子会社	ORIX Capital Korea Corporation (注2)	直接 100.00	役員の兼任	借入等債務に対する保証	83,552	－	－
子会社	オーエックス・スリー㈱ (注4)	間接 100.00	－	資金の借入	62,473	短期借入金	62,486
子会社	㈱大京 (注4)	直接 99.93 間接 0.07	不動産共同事業他	資金の借入	50,250	短期借入金	50,250

取引条件および取引条件の決定方針等
(注1) 子会社に対する資金の貸付については市場金利を勘案して決定し、返済条件は期間1ヶ月～5年1ヶ月となっています。なお、担保は受け入れていません。
(注2) 子会社の借入等に対する債務保証および子会社の融資等に対する営業保証を行い、市場を勘案して保証料を受け取っています。
(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものです。
(注4) 子会社からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しています。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	915円27銭
１株当たり当期純利益	100円75銭

（注）当事業年度において、役員報酬ＢＩＰ信託として保有する当社株式は、１株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めています。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。